

伊万里有田共立病院 医療用スマートフォン導入仕様書

伊万里有田共立病院 スマートフォン導入仕様書

1. 仕様書概要説明

1. 調達物品及び構成内訳

医療用スマートフォン 一式

(構成内訳)

品目	数量	備考
1. スマートフォン統合ソフトウェア	一式	ログイン管理、院内チャット、音声認識、写真撮影・電子カルテ送信等
2. 医療用スマートフォン	一式	
2-1. スマートフォン端末	180 台	Wi-Fi 運用、SIM カード無し
2-2. アクセサリキット	180 台	充電器及びケース
2-3. 医療用ストラップ	180 本	
2-4. 画面フィルム	180 枚	
3. 通信に必要となる機器	一式	※無線 LAN 機器は当院側で準備する。その他クラウドアクセスなどに必要な機器があれば含めること。

以上、搬入・据付・配線・調整を含む。

(詳細については、「II. 調達物品に備えるべき要件」に示す。)

(見積書は、「III. 見積書の提出方法」に示すとおり、統合ソフトウェアとスマートフォン端末の 2 区分に分けて提出すること。)

2. 調達の前提条件

本調達は、次の前提の下で実施する。

- 通話機能及びナースコール連携は、既存の PHS により継続して運用するため、本調達の対象外とする。
- 携帯電話通信網 (4G/LTE/5G) は使用しない。端末に SIM カードを挿入せず、院内無線 LAN (Wi-Fi) により運用する。

- 端末は、Android 端末又は iPhone のいずれでも提案できるものとする。端末の選定基準として、(株)NTT ドコモ AQUOS sense10 SH-53F（シャープ(株)製）と同等のスペックを持つ端末を基準として見積もること。
- 三点認証は既存機器により実施するため、本調達の対象外とする。
- 電子カルテ「MI・RA・Is」の閲覧用アプリ「スマホ DE カルテ」（株式会社シーエスアイ）は、当院が直接同社と契約して調達する。受注者は、当該アプリを端末に追加し、動作する環境を構築できること。
- 院内チャット及び音声認識は、他社アプリの追加により機能を実現することを認める。
- 本調達は、統合ソフトウェア（区分 A）とスマートフォン端末（区分 B）を一組の提案として受け付け、それぞれ別の契約として締結することを想定している。詳細は「Ⅲ. 見積書の提出方法」による。

3. 技術的要件の概要

(1) 本調達物品に係る性能・機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「Ⅱ. 調達物品に備えるべき要件」に示すとおりである。

(2) 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。ただし、要件ごとに「必須」「推奨」を明示している場合は、その区別による。

(3) 必須の要求要件は当院が必要とする最低限の要求要件を示しており、提案機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、事業者決定の対象から除外する。

(4) 提案機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、提案機器に係る技術仕様書を含む提案書で求める提出資料の内容を審査して行う。

4. その他

(1) 仕様に関する留意事項

① 提案機器のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく製造承認が必要な医療用具に関しては、提案時点でその承認を得ている物品であること。

② 上記以外の機器に関しては、提案時点で製品化されていることを原則とする。ただし、提案時点で製品化されていない物品で提案する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の証明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

③ 半導体関連部品の供給が逼迫し、情報機器の納期が長期化している状況を踏まえ、納期の見込み及び調達台数を確保できる根拠を、見積書等において明らかにすること。

(2) 提案に関する留意事項

① 提案に関しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付する等して説明すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

② 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。

③ 提出資料等に関する照会先を明記すること。

II. 調達物品に備えるべき要件

(性能、機能に関する要件)

1 医療用スマートフォン一式

医療用スマートフォン一式は、スマートフォン端末 180 台、アクセサリキット 180 台、医療用ストラップ 180 本及び画面フィルム 180 枚で構成され、以下の要件を満たすこと。

なお、本プロポーザルにおける見積としては、端末の選定基準として、(株)NTT ドコモ AQUOS sense10 SH-53F（シャープ(株)製）かそれと同等のスペックを持つ機種を基準として見積もること。なお、事業者決定後に、最終的な仕様と機種決定については協議して決定する。

1-1 モバイル端末 180 台

1-1-1 24 時間 365 日使用できること。ただし、院内無線 LAN 設備の保守停止時その他これに準ずる場合は除く。

1-1-2 耐水及び防塵、耐衝撃性を備えたスマートフォンを提案すること。

1-1-3 OS は Android 14.0 以上、又はこれと同等以上である iOS であること。

1-1-4 メモリは、ストレージ：128GB、RAM：6GB 以上であること。

1-1-5 無線設備規則に定める技術基準に適合し、技術基準適合証明（技適マーク）を取得した無線 LAN 機能を有すること。

1-1-6 IEEE 802.11 ac/ax のいずれかにより、院内無線 LAN で通信できること。携帯電話通信網による通信機能の有無は問わないが、SIM カードを挿入せず、携帯電話通信網を使用しない設定で納品すること。

1-1-7 無線 LAN のローミング（アクセスポイント間のハンドオーバー）に対応し、病棟内等の移動中も通信が継続すること。

1-1-8 IEEE 802.1X 認証（EAP-TLS 等）に対応し、端末証明書による認証が可能であること。

1-1-9 バッテリーは、1 勤務（8 時間以上）の連続稼働が可能であること。

1-1-10 モバイル端末利用時におけるセキュリティ確保及び 1 台のモバイル端末を複数人で共用利用できること。

1-1-11 テキストと写真及び動画・音声による情報伝達をグループ内で共有ができ、チャットで送信された内容の未既読がグループ内の個人単位で確認できる機能（院内チャット）を有すること。院内チャットは、他社アプリの追加による機能実現を認める。

1-1-12 音声を認識して文字起こしし、記録文書の作成に利用できる機能（音声認識）を有すること。音声認識は、他社アプリの追加による機能実現を認める。

1-1-13 本院が使用する電子カルテ「MI・RA・Is」に対応する株式会社シーエスアイ「スマホ DE カルテ」を、本院が直接同社と契約して調達するため、当該アプリを端末に追加し、動作する環境を構築できること。

1-1-14 モバイル端末で撮影した写真を、クラウド上の専用サーバ又はオンプレミスサーバに保存し、電子カルテへ送信できる機能を有すること。

1-1-15 モバイル端末管理（MDM）を搭載させ、端末紛失時の使用ロック等の使用制限やアプリのダウンロード等が管理者により制御できること。

1-1-16 スマートフォン利用時にセキュリティ対策として、二要素認証若しくは生体認証を用いた二段階認証に対応すること。二要素認証については、1：パスワード、2：IC カード又は生体認証の方法で行うこと。（IC カードは、既存の職員証を利用できることが望ましい。）※本項目は推奨要件とし、提案内容を加点として評価する。

1-1-17 サービス提供サーバへの接続は院内ネットワーク経由に限定し、院外の私物端末からは接続できない構成とすること。

1-1-18 その他、業務の利便性が高いと見込まれるアプリを提案すること。（例：輸液量計算サポート、職員の安全確保のための一斉通報、AI による記録作成支援、院内マニュアル検索等）※本項目は推奨要件とし、導入効果の観点から提案内容を加点として評価する。

1-2 アクセサリーキット 180 台

1-2-1 アクセサリーキットは、スマートフォン用充電器及びケースで構成するものとする。

1-2-2 提案機種に適した充電器並びにケースを提案すること。

1-3 医療用ストラップ 180 本

1-3-1 提案機種に適したストラップを提案すること。

1-4 画面フィルム 180 枚

1-4-1 提案機種に適した画面フィルムを提案すること。

（性能、機能以外に関する要件）

1. 設置条件等

1-1 設置場所

伊万里有田共立病院とする。

1-2 設置条件

1-2-1 スマートフォンが円滑に稼働するためにシステム設計を行い、必要な工事、機器等の関係者と密接に連携し、接続の作業等を行うこと。

1-2-2 スマートフォンには、必要なアプリケーション（院内チャット、音声認識、カメラ等）をインストールが完了した状態で納品すること。

1-2-3 当院の指示に従い、使用するモバイル端末の ID の付与、各種アプリのインストール、その他必要な設定及び動作確認など必要な作業を実施すること。（通話を行わないため、電話帳の作成は要しない。）

1-2-4 専用ケース、ストラップ及び画面フィルムを装着した上で納品すること。

1-2-5 端末には、院内無線 LAN への接続設定（SSID、IEEE 802.1X 認証、端末証明書の導入等）を完了した状態で納品すること。SIM カードは挿入しないこと。必要な接続情報は当院が提供する。

1-2-6 納期は、令和 9 年 3 月 31 日までに納品及び検収を完了すること。半導体関連部品の供給逼迫により端末の納期が長期化している状況を踏まえ、分割納入その他の対応を含め、納期内の完了が可能である根拠を示すこと。

2. 使用条件等

2-1 当院が提供する無線 LAN への接続

Wi-Fi での接続を想定し、当院が提供する認証基盤と接続できること。

2-2 サービス提供サーバ

オンプレミスサーバ又はクラウド型の当院専用のシングルテナントを構築しサービス提供すること。テナント環境はロードバランサーで負荷分散を行い、安定したサービスを提供すること。サービス稼働率目標値は 99.5%以上とする。サービス稼働率は次のとおり算出するものとする。サービス稼働率 = (サービス提供時間 - サービス提供停止時間) ÷ サービス提供時間。サービス提供について、受注者は SLA（サービスレベル合意書）を当院へ提示

し合意を得るものとする。また、テナント環境は「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」で定められているとおりデータの管理を行い、データの外部保存を実施する際は以下のクラウド認証を取得していること。ガイドラインが更新されデータの管理や保存方法が変更となった際は、当院に通知し、ガイドライン準拠方法を提案・実装協力すること。

- ・ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)
- ・ JASA クラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールドマーク
- ・ 米国 FedRAMP
- ・ AICPA SOC2 (日本公認会計士協会 IT7 号)
- ・ AICPA SOC3 (SysTrust/WebTrust) (日本公認会計士協会 IT2 号)

(保守期間中にガイドライン準拠にシステムアップデートを行うことを保証する場合は加点として評価する。)

2-3 認証基盤システム

180 台のモバイル端末を利用するため、当院が提供する認証基盤と接続できること。

3. 保守および教育支援体制等

3-1 保守体制については、以下の要件を満たすこと。

3-1-1 端末故障時は、当院が別途保有している予備機に入れ替えて運用を継続することを基本とする。(予備機への入替は当院側で実施する。)

3-1-2 端末修理に要する期間は、1 カ月を目安とする。

3-1-3 端末故障(自然故障)など端末不具合が発生した場合は、保守フローに従い端末交換を実施すること。ただし、破損・水漏れ・全損・端末紛失の場合は、当院の責任で必要代金を負担するものとする。

3-1-4 保守フローはモバイル端末運用時に当院へ提示すること。端末故障時の修理・交換についてキittingを行う際の費用、端末の送料については当院が負担するものとする。

3-1-5 端末故障、取り扱い説明、不具合発生時等のサポート窓口を開設すること。

3-1-6 障害発生時は速やかに当院担当者に連絡し、障害に関する事項(障害内容、原因、影響等)について報告すること。また迅速な復旧作業を行うこと。

3-2 教育体制等については、以下の要件を満たすこと。

3-2-1 円滑な導入を図るため、システム管理者向けおよび一般ユーザー向けの説明資料一式を作成し、提供すること。

3-2-2 職員に対する研修（一般的な機能、操作方法および各業務での活用事例の説明）を実施すること。

3-2-3 研修の方法は、当院での実施もしくはリモートでの対応とする。いずれの場合でも、研修内容は録画され、職員へ配布されることを了承するものとする。

3-2-4 スマートフォン端末の導入後、運用方法について当院の要求に応じて必要な情報を提供すること。（稼働後に運用が変更となった場合に導入時と同等の体制を提供できる場合は加点として評価する。）

3-3 本装置の日本語による取扱説明書を3部提供すること。なお、媒体はCDなどのメディアでも可とする。

III. 見積書の提出方法

本調達に係る見積は、次に示すとおり、統合ソフトウェアとスマートフォン端末の2つの区分に分けて提出すること。区分B（スマートフォン端末）については、購入の場合とリースの場合の双方について見積を提出すること。

1. 見積の区分

区分	見積の対象	提出する見積
区分 A	スマートフォン統合ソフトウェア （ログイン管理、院内チャット、音声認識、写真撮影・電子カルテ送信、キッティング費、その他必要な機器類等） 令和8年度 導入費 一式	1 種類
	令和9年度以降 ランニング費用 （月額・年額）	1 種類
区分 B	スマートフォン端末の調達 一式 （端末180台、アクセサリキット180台、医療用ストラップ180本、画面フィルム180枚等） 令和8年度 導入費 一式	購入、リースの場合の2種類を併せて提出すること。
	令和9年度以降 ランニング費用 （月額・年額）	購入、リースの場合の2種類を併せて提出すること。

（注1）区分A及び区分Bは、それぞれ別の契約として締結することを想定している（後記4及び6参照）。

(注 2) 区分 A と区分 B を同一の事業者から提供する場合であっても、見積書は区分ごとに作成すること。

2. 見積の対象範囲

(1) 区分 A (統合ソフトウェア) に含める経費

- ① ソフトウェアの利用料 (初期費用及び月額費用)。課金単位 (ID 単位等)、最小契約数、契約期間を明示すること。
- ② 初期設定費及び導入支援費 (ソフトウェアの設計・設定、運用設計等)。
- ③ クラウド利用料 (当院専用のシングルテナントの構築費を含む)。
- ④ 保守・運用支援費 (問い合わせ対応、バージョンアップ対応等)。
- ⑤ 研修費及び説明資料の作成費。
- ⑥ キットティング費 (各種アプリのインストール、MDM への登録、院内無線 LAN への接続設定、端末証明書 of 導入、利用者 ID の付与、動作確認等)。

なお、「スマホ DE カルテ」の利用料は、当院が株式会社シーエスアイと直接契約するため、本見積には含めないこと。

(2) 区分 B (スマートフォン端末) に含める経費

- ① 端末本体の購入代金又はリース料。
- ② アクセサリーキット、医療用ストラップ及び画面フィルム。
- ③ 運搬費、据付費及び設置調整費。
- ④ 盗難・破損等に係る保険又は保証を付する場合は、その費用 (付するか否か及び内容を明示すること)。

なお、区分 A と区分 B の役割分担は、事業者選定のための一時的な区分けである。事業者決定後、あらためて区分 A と区分 B の事業者の役割分担を協議し、契約前に軽微な役割分担の変更 (例: キットティングは A 事業者ではなく B 事業者が担当する、アクセサリは区分 A 業者側で調達する等) などは調整可能である。

(3) 区分 B-2 (リース) の見積に明示する事項

- ① リース期間及び月額リース料 (税抜及び税込)。

- ② リース料の総額。
- ③ 残価設定の有無及びその額。
- ④ 中途解約の条件。
- ⑤ リース期間中の保守及び故障対応の取扱い（区分 A の受注者との役割分担を含む。）。
- ⑥ リース期間満了時の取扱い（返却、再リース又は購入の別及びその条件）。
- ⑦ 所有権、保険及び資産計上の取扱い。
- ⑧ リース会社の名称。

3. 見積書の共通記載事項

- (1) 費目、数量、単価及び金額の内訳を明示すること。一式として計上する場合は、その内訳を別紙で示すこと。
- (2) 税抜金額及び税込金額を併記すること。
- (3) 見積の有効期間を記載すること。
- (4) 納期を記載すること。区分 B については、令和 9 年 3 月 31 日までに納品及び検収を完了できるかを明示し、その根拠（メーカー又は販売店の納期回答等）を添付すること。
- (5) 区分 A 及び区分 B のそれぞれについて、年間の総費用（初期費用及び月額費用の合計）を算出して記載すること。
- (6) 区分 A の見積については、月額費用の算定の前提（契約 ID 数、契約期間、課金単位）を明示すること。

4. 提案の単位（区分 A と区分 B の関係）

- (1) 本調達の提案は、区分 A（統合ソフトウェア）と区分 B（スマートフォン端末）を一組として受け付ける。提案者は、自らが提供する統合ソフトウェアと、当該ソフトウェアの動作が保証される端末とを組み合わせで提案すること。
- (2) 提案者は、区分 B を担当する事業者（以下「端末事業者」という。）の商号又は名称及び区分 B の見積書を、提案書に含めて提出すること。あわせて、端末事業者が本調達への協力に同意していることを証する書面を提出すること。
- (3) 区分 A と区分 B を同一の事業者が担当する提案も認める。
- (4) 次の組み合わせは、認めない。

ア 複数の提案の区分 A と区分 B を入れ替えて組み合わせること。

イ 区分 A のみ又は区分 B のみの提案。

5. 選定の方法

(1) 当院は、提出された提案のうち、区分 A（統合ソフトウェア）の内容を審査し、最も優れた提案を選定する。

(2) 区分 B の見積額は、選定後に行う価格協議及び購入又はリースの選択に用いる。

(3) 当院は、あらかじめ区分 B の予定価格を設定する。選定された提案に係る区分 B の見積額が予定価格を超える場合、又は市場価格その他当院が別途入手した参考見積に照らして著しく高額である場合は、端末事業者と価格協議を行う。

(4) 前項の協議が調わない場合は、当該提案を選定しないことができる。この場合、次に優れた提案について、前各項と同様の手続を行う。

6. 契約の単位及び契約方式

(1) 本調達、区分 A（統合ソフトウェア）と区分 B（スマートフォン端末）を、それぞれ別の契約として締結する。

(2) 区分 A の契約の相手方は、選定された提案の提案者とする。

(3) 区分 B の契約の相手方は、選定された提案に含まれる端末事業者とする（リースによる場合は、当該端末事業者が指定するリース会社を含む。）。

(4) 区分 B は、区分 A の契約に付随する調達として契約することを想定している。選定された統合ソフトウェアとの関係（動作保証の範囲、サポートの一体性等）を記載すること。

(5) 区分 B は、購入又はリースのいずれとするかを、選定された提案に係る両案の見積の内容（総費用、予算の平準化、補助対象経費としての取扱い等）を比較して当院が決定する。

(6) 区分 A と区分 B を同一の事業者が担当する場合であっても、見積書は区分ごとに作成し、契約は区分ごとに締結することを基本とする。

(7) 最終的な契約の単位及び契約方式は、地方公営企業法その他の関係法令及び当院の契約事務の定めに従い決定する。